

郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証について

郵政民営化委員会は、3年ごとに日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘査しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、郵政民営化推進本部長に意見を述べることとされています（郵政民営化法第19条第1項）。その令和9年までの検証の一環として、令和8年1月19日から、有識者へのインタビューやアンケート調査等を行うこととします。

（過去の意見のとりまとめ）

第1回（平成21年3月13日）、第2回（平成24年3月7日）、
第3回（平成27年4月17日）、第4回（平成30年12月26日）、
第5回（令和3年4月22日）、第6回（令和6年3月7日）

（参考条文）

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

（所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘査しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二～四 （略）

2・3 （略）